

標 題：

キプロス籍船のCO₂
またはハロンの貯蔵容器
の試験及び検査

NKテクニカル インフォメーション

No.: 176

Date: 1996年 1月25日

関係船主各位

今般、キプロス政府よりCO₂ またはハロンの貯蔵容器については下記に従って試験及び検査を行うよう指示がありました。

今後、キプロス籍船の安全設備の検査はこの指示に従って行われることになりますので、事前に必要な措置をお取りいただきますようお願い申し上げます。

尚、下記の要求事項のうち、※印を付しているものは、本会の規則要求には無いものなので、特に御注意頂きたくお知らせ申し上げます。

記

CO₂ またはハロン貯蔵容器の試験・検査

1. 総則

1.1 消火剤が貯蔵される容器の検査は、本船の年次又は定期検査の時期或いは臨時検査の時期に行う。

1.2 修理を行った貯蔵容器は、水圧試験を行う。

1.3 すべての貯蔵容器は、毎年外観検査を行う。

※1.4 高圧のCO₂・ハロン貯蔵容器の定期的水圧試験を10年を超えない間隔で行う。この試験は容器総数の10%以上について行う。

※1.5 低圧のCO₂・ハロンばら積み貯蔵容器の内部検査を10年を超えない間隔で行う。水圧試験は容器の内部検査の結果を勘案し、検査員の裁量により行う。

容器が防熱されている場合、防熱材で覆われた容器の表面に腐食が無いか、スポットチェックにより点検する。

防熱材を取り除く必要がある場合、除去作業は製造者の示す手順に従って行う。

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524

1.6 貯蔵容器内の CO_2 の逸失量が充填量の10%を超えている場合には、再充填を行う。ハロンにあっては、この許容量を5%とする。

2. 外観検査

2.1 容器は、すべての付属品と共に外観検査を行う。

2.2 外観検査は次のものを含むこと；

- － 付属品、圧力計、外部表面、固着金具、及び防熱材の状態
- － 自動警報保護装置の作動確認（もし、あれば）
- － 安全弁、安全封板、及びその他の圧力安全装置の状態

2.3 もし外観検査において、何らかの損傷が発見され、しかもその原因が不明の場合、検査員は内部検査もしくは水圧試験を要求することが出来る。

3. 内部検査

※3.1 内部検査においては、圧力容器の口金部分、付属品の取付部、マンホールカバーの取付部、並びに損傷（腐食、点食、割れ等）が発生し易い部分に特に注意を払うこと。

※3.2 目視検査において衰耗が発見されたばあいには、板厚計測を行う。板厚計測の結果、いずれかの点で元板厚の10%をこえる板厚の減少が認められた場合には、容器を修理するか新替えること。

4. 水圧試験

4.1 試験圧力は個々の船級協会の要求に従うものとする。

（ NKの場合、次の試験圧力となる；
高圧の CO_2 ・ハロン貯蔵容器・・・24.7 MPa
低圧の CO_2 ・ハロン貯蔵容器・・・設計圧力の1.5倍

以 上